

## ハノイ日本人学校PTA細則

### 第1章 代表委員、専門委員、会計監査委員の選出

第1条 規約第4章第9条規定の代表委員(校長・学校委員は除く)、第5章第13条規定の専門委員、第7章第17条規定の会計監査委員の選出方法は、次の通りとする。

#### [代表委員]

- ① 代表委員は、全会員への公募による立候補を原則とし、当該年度の代表委員会で調整の上、代表委員選出会(以下、選出会という)を開催し、出席会員の信任を得て選出する。この選出会は臨時総会を兼ねる。  
なお、規約第7章第18条に従い、選出会は会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)で成立する。また、立候補者が1名の場合は、選出会出席会員の過半数の信任をもって当選とする。  
但し、当該年度の代表委員会が認める代表委員が、次年度(2期目)に立候補(再任)を希望する場合は、その者を代表委員として選出する。次々年度(3期目)以降は立候補者がいる場合は、立候補者が優先される。
- ② 代表委員の担当(副会長、会計、書記、企画、広報、文化体育)ごとに立候補を募るものとする。
- ③ 会員への公募によっても立候補者がいない場合、代表委員会は、代表委員に就任可能な会員と協議し、同意を得た上で、選出会にて推薦候補者として選出会出席会員の過半数の信任を得ることにより選出される。
- ④ 代表委員に欠員が生じた場合は、専門委員又は代表委員の補欠委員から代表委員に就任可能な委員と協議し、同意を得た上で就任する。専門委員から代表委員の欠員を選出し、専門委員に欠員が生じた場合は該当専門委員の補欠委員が就任する。なお、代表委員の欠員による交代にあたっては、総会による承認を要しないものとする。

#### [専門委員]

- ① 専門委員は、全会員への公募による立候補を原則とし、当該年度の代表委員会で調整の上、専門委員選出会(以下、選出会という)を開催し、出席会員の信任を得て選出する。  
なお、規約第7章第18条に従い、選出会は会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)で成立する。また、立候補者が1名の場合は、選出会出席会員の過半数の信任をもって当選とする。
- ② 専門委員の担当(企画、広報、文化体育)ごとに立候補を募るものとする。
- ③ 会員への公募によっても立候補者がいない場合、代表委員会は、専門委員に就任可能な会員と協議し、同意を得た上で、選出会にて推薦候補者として選出会出席会員の過半

数の信任を得ることにより選出される。

- ④ 専門委員に欠員が生じた場合は、専門委員の補欠委員から専門委員に就任可能な委員と協議し、同意を得た上で就任する。なお、専門委員の欠員による交代にあたっては、総会による承認を要しないものとする。

[会計監査委員]

- ① 会計監査委員の選出は、原則として、当該年度代表委員が、会計監査委員に就任可能な過年度代表委員及び委員を経験した会員と協議し、推薦立候補の同意を得た上で、選出会にて推薦候補者として選出会出席会員の過半数の信任を得ることにより選出される。
- ② 会計監査委員に欠員が生じた場合は、代表委員会にて①と同様に過年度代表委員及び委員を経験した会員から推薦の上、被推薦者の同意をもって欠員となった会計監査委員に就任する。なお、会計監査委員の欠員による交代にあたっては、総会による承認を要しないものとする。

この細則は平成8年6月10日より施行する。

平成12年4月17日一部改正 平成18年4月23日一部改正

平成19年11月14日一部改正 平成20年4月27日第2章適用

平成21年2月9日一部改正 平成22年3月18日一部改正

平成23年4月24日一部改正 令和3年4月25日一部改正

令和4年2月9日一部改正 令和5年2月9日一部改正

令和6年度2月6日一部改正 令和7年度2月4日一部改正